

令和5年第13回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月) 開会 午前 9時14分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 11番 野村雅紀 1番 小澤正幸

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

的場利夫 三木康行 豊泉 隆

岩田 浩 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩崎 聡

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第13回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、間野哲推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、11番、野村雅紀委員、1番、小澤正幸委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第1号1番につきましては、岩田浩農地利用最適化推進委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、岩田浩農地利用最適化推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(岩田推進委員 退席)

○議長

それでは担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。

1 番、譲受人、〇〇〇。筆数、1 筆。面積、4, 0 9 8 平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自作地、1 1 5 アール、借入地、6 0 アール。

状況の説明をさせていただきます。こちらにつきましては、今月 2 0 日、田中委員とは個別に申請地に出向き、申請地の状況を確認して参りました。その際、譲受人ご本人とお会いできましたので、申請目的や、取得後の利用計画等をお伺いいたしました。

譲受人は、宮寺地区を中心に野菜栽培をされている基幹農家で、ご家族 2 名で農作業に従事され、農作業経験も 5 0 年を超えるベテラン農家です。

今般の申請地は、経営規模を拡大し、野菜畑として利用予定です。申請地は、現在隣接する自作地とともに、すべてネギが整然と植えられ、適正に管理されておりました。

農機具も、耕運機 5 台、トラクター 3 台、軽トラック 2 台のほか、芋ほり機等も所有しており、今後の耕作におきましても支障はないと思われます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺・二本木地区推進委員の田中です。よろしくお願いいたします。

去る 1 2 月 2 1 日に、荻野委員とは別に現地確認を行いました。

荻野委員の報告の通り、当該議案箇所はきちんと管理され、適切な運営がされておりますので報告させていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第 1 号の 1 番は、受人は農業経営の規模拡大を行うための農地の取得でございます。

農地法第 3 条の許可検討事項について説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されま

す。また、申請人の耕作従事日数は、１５０日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、
２１，７０８平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑として利用されており、許可後も同じく野菜畑として
利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第３条第２項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。
ここで、岩田浩農地利用最適化推進委員の退席を解除いたします。
（岩田推進委員 着席）

○議長

次に２番を議題といたします。
担当１番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員１番（小澤正幸君）

議席番号１番、小澤です。議案第１号の２番について、ご説明申し上げます。

２番、借受人、〇〇〇〇。筆数、１筆。面積、５８２平方メートル。申請理由、受人は農
業を新たに行うべく申請する。渡人は要望に応じる。適用、自、０アール。

１２月２０日に、〇〇にお住いの方の申請となるため、間野推進委員と別々になりますが、
耕作状況等を確認して参りました。またご本人から電話また〇〇〇〇〇の時にも、直接お会
いしてお話を伺いました。

借受人である〇〇さんは会社員を行う傍ら、趣味で果樹栽培の鉢植えを自宅敷地内で行っ
ております。令和５年４月からの農地法改正に伴う下限面積の撤廃や、趣味が高じ将来的に
は業として行う事も考え、詳細な計画書を作成のうえ事務局の方へ相談をされたそうです。

また別途、事務局と農業振興課職員が借受人宅へお話を伺った際には、30坪強程の敷地内に多くの鉢植えが管理されており、それについていろいろ説明されたとの事でした。その後農地法第3条の要件を満たす形で調整が進められ、希望した条件や面積の農地が見つかり、解除条件を付した形での農地借受を行う事で話がまとまりました。

今回の申請地はお手元の案内図にありますように、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地となります。一部貸渡人の了承のもと果樹の植付もされております。私がちょっと見てきたら、オリーブの木、ブルーベリーが40本ほど増えてありました。本人が今回の申請に際し作成した経緯・理由書や本人からの聞き取り、自宅での果樹の管理状況や、農機具はスコップや鍬、刈払機や噴霧器など果樹を中心とした耕作には支障ないものと思われます。

また、圃場をお借りするにあたっての経緯・理由書を事務局から私の方に渡されまして、それには写真入りで将来こんなことを実現したいという将来のありたい自分の姿や理想像、ビジョンを実現するための具体的な行動計画等が記されておりました。ご審議の程、どうぞ宜しくお願いいたします。

本日、間野推進委員が欠席になりますが、本件につきましては支障がないということをもって聞いておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番は、受人は農業を新たに行うための、使用貸借による権利設定でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

小澤委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、582平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、現在、一部果樹の植付けと野菜の作付けもされており、許可後も、樹園地としての利用を中心に、一部を畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局に事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

何かごさいませんか。よろしいですか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員举手)

○議長

賛成多数でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは1番を議題といたします。

担当 9 番、萩野実委員、説明をお願いします。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号、1番についてご説明申し上げます。

1 番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1 筆。面積、2 9 7 平方メートル。申請理由、受人は、土木建築業を営んでいるが、資材の増加に伴い既存の資材置場が手狭となったため、新たに資材置場を確保すべく申請する。摘要、資材置場。

申請人からですね、理由書が提出されておりますので、抜粋してご説明いたします。

受入は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、平成元年より土木建築業を営んでおり、業務としては、建築基礎工事・宅地造成工事を中心に、受人と親族の他、従業員２名の４名で運営をしております。平成１５年度より、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、面積〇〇〇平方メートルに資材置場を借り受け、建築資材やトラック、重機等を置いています。

近年、扱う建築材料も増え、資材の搬入時など、建築用車両の入れ替えを行うなど、手狭になっていますことから、現在の資材置場から近いところで、資材置場を探しておりましたところ、申請地、〇〇〇〇〇〇〇が見つかり、土地所有者の了解も得られましたこ

とから、転用の許可が得られれば、申請地を借り受け、資材置場として利用するための申請です。

状況の説明をいたします。こちらにつきましては今月21日に、岩田推進委員とは個別に申請地に出向き、申請の状況を確認してまいりました。その際、受人との電話により申請概要等をお伺いいたしました。また、土地所有者である渡人とも電話により申請内容を確認いたしました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇に位置し、〇〇〇〇〇の裏を流れる水路に囲まれた〇〇や〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇がある地域の農地です。また申請地に隣接する農地は、東側に8メートルほどありますが、隣接農地所有者及び耕作者の同意も書面で得られています。

転用後の土地利用計画については、ダンプカーとホイールローダーの他、砕石や型枠等の建築用資材を置く計画となっており、周囲を高さ20センチメートルの鉄板で囲い、鉄パイプで固定し、土留めをすることとしています。また、資材置場内は砂利敷きで、雨水は敷地内浸透として、雨水の流出を防止する計画としております。

申請地に隣接する他の農地はなく、畑としては3アールにも満たない農地であり、所有者及び隣接農地所有者の同意も得ていることから、転用申請はやむを得ないと思われます。

補足ですが、新たな資材置場ということで、受人が利用する現在の資材置場も確認してまいりました。建築用資材は部材ごとに良く整理され、また資材の量も多く、建築用車両置場と共に、手狭になったという様子がうかがえました。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺・二本木地区推進委員の岩田です。

12月22日、担当の荻野委員とは別に、現地を確認しました。

荻野委員の説明の通り、特に問題はないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、事務局から説明の前に、議案第2号1番の土地利用計画図、A4縦版のものをお手元に配布させていただきました。こちらも確認いただきながらご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号については、受入は、土木建築業を営んでいるが、資材の増加に伴い既存の資材置場が手狭となったため、新たに資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、敷地造成費、当面6か月間の〇〇〇〇〇の経費を、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明をお願いします。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。議案第3号の1番の案件についてご説明を申し上げます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,621平方メートル。利用権種類、賃借権及び使用貸借権。

12月21日に、田中推進委員と一緒に、耕作状況を確認して参りました。

〇〇〇〇さんは、自作地、借受地を含め約123アールを耕作する茶農家です。耕作は本人を含め2名で行っております。今回は利用権期間の満了に伴う更新の申請となっております。申請地は引き続き茶畑として利用する予定です。

農機具も必要なものを多数所有しているため、今後の耕作も支障ないと思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺・二本木地区推進委員の田中です。よろしくお願いいたします。

去る12月21日に、中村委員と共に現地確認を行いました。

中村委員の報告の通り、当該議案箇所をきちんと管理する適切な運営がなされているので、報告させていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番は、賃借権及び使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

ただいま中村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は130アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第3号の2番についてご説明を申し上げます。

2番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、2,126平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

12月21日に、三木推進委員と一緒に、耕作状況を確認してきました。

現在はブロッコリーの苗が植えてあり、まだ収穫前の状態でした。

〇〇さんは、〇〇〇を中心に〇〇〇、〇〇地区でも野菜栽培する農家です。耕作は農業専用従事者4名、その他3名で耕作されております。

今回の申請地は、これからも野菜畑として利用する予定ということです。

〇〇〇並びに入間市で自作地、借入地含め6ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機5台、トラクター1台、軽トラック4台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子中地区推進委員の三木です。

上原委員と同じ日に現地を確認しました。上原委員の説明言う通りで、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の2番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

上原委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は650アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明をお願いします。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第4号の1番について、ご説明を申し上げます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,678平方メートル。

12月21日に、齋藤推進委員とは別々に、現地を確認いたしました。また、澤田さんの長男からも、自宅にて話を伺って参りました。

〇〇さんは、〇〇地区を中心に農地を所有する農家で、申請地は茶畑として適切に利用しております。耕作は、〇〇である〇さんが主体で行っており、農機具についても、乗用型茶刈機、耕運機等必要なものを所有しております。

現地の耕作の状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題ないかと思われますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡（南）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

齋藤です。22日に、現地を見に行ってきました。

引き続き農業を行っている状況ですので、問題ないかと思います。

よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番及び3番の議題は、関連がございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第4号の2番から3番を一括議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番(小澤正幸君)

議席番号1番、小澤です。議案第4号の2番、並びに3番について、ご説明申し上げます。

2番、相続人氏名、〇〇〇〇。持分2分の1。筆数、1筆。面積、510平方メートル。

続きまして3番、相続人氏名、〇〇〇〇〇。持分2分の1。筆数、1筆。面積、510平方メートル。

12月20日に齋藤推進委員と、別々に現地確認を行いました。また、〇〇さんのご家族からも電話にて話を伺ってきました。

〇〇さんの所有農地は、申請地のみですが、野菜畑として適切に利用しております。

耕作は相続人である〇〇さんと〇〇〇さんの2名で行っており、農機具についても、耕運機1台を所有しており、特に問題はないと思います。

現地の耕作の状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡（南）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

齋藤です。12月22日に現地を確認して、農業を行っていることを確認しました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、4番及び5番の議題は、関連がございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、議案第4号の4番から5番を一括議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第4号の4番、並びに5番について、ご説明申し上げます。

4番、相続人氏名、〇〇〇〇。持分2分の1。筆数、5筆。合計面積、3,807平方メートル。

続きまして、5番、相続人氏名、〇〇〇〇。持分2分の1。筆数、5筆。合計面積、3,807平方メートル。

12月20日に、〇〇の畑については間野推進委員と別々に、〇〇の畑については岩田推進委員とこれもまた別々に現地確認を行いました。また、〇〇さんからも電話にて話を伺っております。

〇〇さんの所有農地は申請地のみですが、〇〇の畑は茶畑として、〇〇の畑は野菜や梅の木が植えられ適切に利用しております。耕作は相続人であるお二人で行っており、農機具についても、耕運機2台や軽トラック1台など必要なものを所有しており特に問題はないかと思います。

現地の耕作の状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われますが、ご審議くださいますよう宜しくお願いします。また本日欠席ですが、間野委員からも同様の旨の連絡をいただいておりますので申し添えます。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。12月22日、担当の小澤委員とは別に、現地を確認しました。小澤委員の説明の通り、よく定期的に管理されているかなと思っておりますので問題はないかと思われます。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第5号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、を議題といたします。

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

事務局から説明させていただきます。まず議案を読み上げさせていただきます。

議案第5号 入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、見直しを行うもの。

別紙1のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手数ですが、先ほども説明させていただきましたが、本日お配りさせていただきました別紙1修正版の方でご確認をお願いいたします。以降、こちらを別紙1として取り扱わせていただきます。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農業委員会が、次の2点の事項、

1点目、市の区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標。

2点目、市の区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法。

を指針に定めることとなっています。

現行の指針では、これらの目標及び推進の方法について、令和2年10月及び11月の農業委員会総会で審議し、同日の24日付けで制定されております。また令和5年3月に農地法改正に伴う一部見直しをおこなっております。

本指針は、委員改選期ごとに見直すこととされており、本年7月に委員の改選がありましたので、見直し案として、別紙1のとおり、見直しを行うものです。

別紙1をご覧ください。見直し案の、第1の「基本的な考え方」の部分は、目標年度、見直し期間、進捗状況の検証ともに、現行の指針からの変更はありません。

第2の1.「遊休農地の発生防止・解消について」の部分は、現行の指針では、毎年、遊休農地を0.25ヘクタール削減し、目標年次には、当初遊休農地面積への半減を目指すものとなりましたが、解消面積に匹敵する新規の遊休農地が発生しているため、目標達成には至らない状況です。このため、見直し案では、新規発生分の遊休農地を考慮して、各年の削減面積を現行削減値から削減した面積である0.2ヘクタールを、毎年削減することとし、目標年次には、3ヵ年での合計0.6ヘクタール並びに10年での合計2ヘクタールの削減を目指す目標へと変更しました。

続いて、第2.2の「担い手への農地利用の集積・集約化について」の部分は、現行の指針では、毎年、集積面積を9ヘクタール増加させ、目標年次には、農地集積、184.42ヘクタールを目指すものとなっています。これは、市が定める「農業経営基盤の強化

の促進に関する基本的な構想（平成26年9月 ※令和2年設定当時）」との整合を図った数値ですが、中間管理事業の活用により令和5年3月時点で201.76ヘクタールとなっており目標以上の数値となっております。

しかしながら、見直し（案）では、各年の増加面積を、市が定めている「総合計画」の集積目標と整合が図れる面積とするため、現行の目標値と同じ9.0ヘクタール毎年集積し、目標年次には、3ヵ年の合計27ヘクタール並びに10年の合計90ヘクタール農地集積の増加を目指す目標へと変更しました。

続いて、第2.3の「新規参入の促進について」の部分は、今まで新規参入の状況が個人・法人とも実績がなかなか無く、目標の達成には至らない状況が続いておりましたが、関係各所の働きがけなどにより令和3年6月に新規就農者1名（面積0.4ヘクタール）、令和5年4月と7月に新規就農者3名（面積1.7ヘクタール）による新規参入を行う事ができました。

このため、見直し（案）では、個人の新規参入者数は、目標年次までに、1名並びに3名から5名並びに7名と増加設定し、法人の新規参入者数は、前回と同じく目標年次までに2経営体並びに3経営体の参入を目指す目標へと変更しました。

以上が、現行の指針からの見直し変更点となります。

また第3の「地域計画」の目標を達成するための役割については、下線の付いた箇所が追記、修正した箇所となっております。

地域計画の策定及び目標を達成するために担う役割を掲げております。

農業委員会等に関する法律では、指針の制定、変更の際には、農地利用最適化推進委員の意見を聴くことと規定されております。

また、見直しをした指針は公表するものとし、さらに、農業委員会等に関する法律第17条では、農地利用最適化推進委員が行う「農地等の利用の最適化の推進のための活動」は、本指針に従って行うものとも規定されております。

つきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直し（案）について、意見を伺うと共に、審議をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

2 番目の具体的な目標と推進方法、評価方法のところの表なのですが、（１）の遊休農地の解決を図るということはわかるのですが、農地面積が大分減りますので 10 年で、そこら辺のことはどのように考えているのか。委員とすると、そこを減らしちゃいけないのではないかなと思うのですが。市の総合計画に沿って、どのように指導すると、農業を考えているのかというところをお聞きしたいと思います。

○事務局

宮岡委員のお話ございました通り、確かに市内の農地面積は徐々に減っているところではございますが、農地面積は減りつつも、遊休農地の方は実際高齢化だとか耕作放棄地の増加で少しずつ増えている部分もございます。目標としては少しずつ遊休農地を減らしていきたいというふうに考えております。市の総合計画の中で遊休農地に関する記載の方はちょっとないのですが、徐々に減らしていくような形にできればと考えております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

どうも話が違う気がするのですが。農地が 10 年で 50 ヘクタールぐらい減るのですよね。それを止めるっていうか、農業も今の面積まで維持させたいのか、それとも市はもうだんだん減って行って、入間市とすると農地がなくなる方向でもいいのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

○事務局

市の方としましては、当然農地は残していきたい考えではございますが、その一方で一部農地については少しずつではありますが転用せざるを得ないところもございます。市としてあくまでも、減らすことを積極的に考えているわけではございませんが、今までの転用面積等の経緯を踏まえ、このような形で挙げさせていただいたものでございます。

○事務局

私の方から補足で、委員さんからのご質問あった通り、私どもの農業委員会の立場としては、農地の方は維持・確保、もしくは逆に増えていきたいという考え方だと思うんですね。しかしながら、こういった場の方で審議いただいて、適正に農地転用が必要なのかど

うかということはしていただいて、予定としてまた計画としては、減っていくというようなことでは見込んではい入るのですが、ただこの最後のところに出てきます地域計画、これは皆さんの方が一緒に、市の方と一体になって作成していくのですが、これは例えばですけど10年先の将来像、農地が今どのような形で利用されていくか、担い手がいるのかいないのか、そういった計画を作りまして、基本は農地を確保していく、耕作をしていっていただきたい、もしくはどういった方に耕作をしていってもらおうという、そういう計画を作ります。それによって、基本は今の現状維持、耕作をしていってもらいたいという計画になります。それと、農地の転用の申請なんかが出た時には、この地域計画に支障がある場合は、逆に今まで通り簡単な許可ができるのかと言ったらそうではなく、計画には支障がないように、また審議をしていくという形になりますので、考え方としては、農地できる限り現状を維持していくということで、この計画、地域計画に一体となって進めていくってことになりますので、何も手を挙げることなく、減少していってしまうのを見て、それを見ていくということではなく、地域計画とともにやっていくというような形で今考えております。これも国の方も同じ考え方でございます。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

ごめんなさい。地域計画の中っていうのは、人・農地プラン、昔のそれが地域計画になりましたよね。今までは金子地区だけが考えられてきていますけれども、今自分でもやらせてもらいながら、こうして宮寺・二本木地区はどのような形に除外なのですか。

○事務局

今委員さんおっしゃっていただいた通り、人・農地の関係につきましては、まずはということで、金子地区の方を策定させていただいて、これは金子地区だけということではなくて、今回の地域計画の方は、農業をするところ市街化調整区域の農地全てですね、そのところが対象になっています。一つの目標としては令和7年の3月までに策定をしましょう、という一つの目標があります。この間少しちょっと話題にさせていただいた、金子地区の方が人・農地の方を策定していて、どういうふうに作っていったいいか、地域でどういう意見をもらったいいかというのはまだ見えないところがあるので、それでは金子地区の例えば根岸の地区から、それを作ってみて、こういうことのやり方がわかったというノウハウがわかった時点で、また皆さんにもご協力いただいて、その地域計画のエリアを広げていこうと考えておりますので、当然ながら、宮寺地区・藤沢地区の畑、当然豊岡地

区の畑もありますので、入間市内の農地の方がすべて対象になってくるという形にはなっております。

○議長

よろしいですか。他に何かございませんか、ご意見。

○事務局

もう一つ補足させてください。地域計画を作るにあたって、10年先の農地ができるかどうか将来像というところがあった中で、やっぱり耕作者の方の意向を確認しなくちゃいけないというのがありますので、近々というかですね、今アンケートを取るということで計画を立てています。この辺がいつぐらいにできるかということが見えてくれば、どこの地区から地域で話し合いをしましょう、ということまで計画を立てていくことができ、また皆さんにご協力いただくことが出てくるかと思うのですが、その辺りができた時点でまたご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ほかに何かありませんか。よろしいですか。

○議長

それではお諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

では次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については5件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については7件。

それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号及び第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時08分